

## 新城市搬出間伐推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業経営体等による搬出間伐に対し支援を行うことで、搬出間伐を推進し、林内環境の向上と林業経営の安定を図ることを目的とし、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の交付等)

第2条 愛知県による森林造成等事業補助金交付要綱に基づく造林事業補助金のうち、森林環境保全直接支援事業により搬出間伐を行った場合、1haあたりの木材搬出量に応じて補助を行うものとする。ただし、公益財団法人豊川水源基金等が実施する本事業同様の上乗せ補助を受ける場合は補助対象外とする。

(補助金の対象事業、対象者、補助単価及び交付要件)

第3条 補助金の対象事業、対象者及び補助単価等は別表のとおりとし、各年度4月1日から2月末日までに交付の申請があったものを対象とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、新城市搬出間伐推進事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、愛知県へ補助金申請を行った日から10日以内に市長へ提出しなければならない。

- (1) 森林造成等事業補助金交付申請書（愛知県による森林造成等事業補助金交付要綱において定めるもの。以下(5)まで同様。）
- (2) 申請内訳書
- (3) 施業箇所位置図
- (4) 施業図及び実測図
- (5) 搬出材積集計表
- (6) 搬出材積集計表の根拠となる資料（材積証明書、写真等）
- (7) 森林経営計画の認定を受けたことを証する書類の写し。ただし、新城市長より森林経営計画の認定を受けている場合は添付を省略することができる。

(8) その他市長が必要と認めた書類

- 2 前項(1)から(5)に掲げる書類は、愛知県への補助金申請において提出したものの写しを用いるものとし、提出した原本と同一であることを申請者において証明するものとする。また、前項(6)に掲げる書類は、愛知県への補助金申請において根拠資料とするものの写しを添付するものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、新城市搬出間伐推進事業補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付するものとする。

(変更等の申請)

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後において、申請の内容を変更しようとするとき（交付の目的を損なわない事業計画の細部を変更する場合を除く。）は、あらかじめ、新城市搬出間伐推進事業補助金変更承認申請書（様式第3）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは新城市搬出間伐推進事業補助金交付取消決定通知書（様式第7）により、同項の規定により補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、新城市搬出間伐推進事業補助金交付変更決定通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助事業を完了したときは、完了日から起算して、20日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、新城市搬出間伐推進事業補助金実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

なお、ここでいう完了日とは、愛知県による森林造成等事業補助金交付要綱に基づ

く造林事業補助金の交付確定があった日とする。

(1) 愛知県による森林造成等事業補助金交付要綱に基づく造林事業補助金の交付確定通知の写し

(2) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査した上で必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新城市搬出間伐推進事業補助金交付確定通知書（様式第8）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付の額が確定した後に行うものとする。

2 補助事業者が補助金の交付を請求するときは、交付確定後15日以内に新城市搬出間伐推進事業補助金交付請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助事業者が法令又は条例若しくは規則に違反して補助事業を行ったとき。

(4) 補助事業者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(5) 補助事業者が事業を中止したとき。または、期日までに実績報告を行わなかったとき。

(6) 愛知県による森林造成等事業補助金交付要綱に基づく造林事業補助金の交付確定を受けられなかったとき。または、同補助金の交付決定が取り消されたとき。

(7) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、新城市搬出間伐推進事業補助金交付取消決定通知書（様式第7）により補助事業者へ通知するものと

する。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 1 3 年 3 月 3 1 日限りでその効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象事業等

補助対象事業	補助対象者	補助率	額の算出方法
<p>新城市内において作成された森林経営計画に基づき、愛知県による森林造成等事業補助金交付要綱に基づく造林事業補助金のうち、森林環境保全直接支援事業により搬出間伐を行うもの。（当該年度に愛知県へ補助金申請を行った事業を対象とする）</p>	<p>左記事業を行う、林業経営体、森林所有者等（愛知県へ補助金申請を行った者に限る）</p>	<p>定額（下記単価表による）  なお、単価は1haあたりの搬出材積より決定する。</p>	<p>搬出間伐面積に単価を乗じた額</p>

補助単価

1haあたりの搬出材積	75 m <sup>3</sup> 以上 80 m <sup>3</sup> 未満	80 m <sup>3</sup> 以上 85 m <sup>3</sup> 未満	85 m <sup>3</sup> 以上 90 m <sup>3</sup> 未満	90 m <sup>3</sup> 以上
単価	30,000円/ha	60,000円/ha	90,000円/ha	120,000円/ha

様式第 1 (第 4 条関係)

新城市搬出間伐推進事業補助金交付申請書

年 月 日

新城市長

申請者

住所

氏名

連絡先

新城市搬出間伐推進事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 搬出間伐面積
- 3 補助金交付申請額
- 4 補助金交付申請額の算出方法
- 5 補助事業の経費の配分及びその使用方法
- 6 愛知県による森林造成等事業補助金における補助対象経費
- 7 添付書類

様式第 2（第 5 条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

新城市長

新城市搬出間伐推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの新城市搬出間伐推進事業補助金の交付の申請について、新城市搬出間伐推進事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助金の交付決定額
- 3 愛知県による森林造成等事業補助金における補助対象経費
- 4 交付の条件

様式第3（第6条関係）

新城市搬出間伐推進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

新城市長

申請者  
住所  
団体名  
代表者名  
連絡先

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のありました 年度新城市搬出間伐推進事業補助金について次のとおり計画を変更したいので、新城市搬出間伐推進事業補助金交付要綱第6条の規定により承認されたく申請します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 計画変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 添付書類

様式第 4（第 6 条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

新城市長

新城市搬出間伐推進事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けの 年度新城市搬出間伐推進事業補助金計画変更承認申請につきましては、その内容を承認し、次のとおり交付の決定を変更することにしましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 交付決定の変更の内容
- 3 交付決定の変更の理由
- 4 補助金の交付決定額  
変更前  
変更後
- 5 交付の条件

様式第5（第7条関係）

新城市搬出間伐推進事業補助金実績報告書

年 月 日

新城市長

報告者

住所

団体名

代表者名

連絡先

年 月 日付け指令 第 号で通知のありました新城市搬出間伐推進事業補助金の交付の決定につきまして、次のとおり補助事業の実績を報告します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 事業完了日
- 3 補助金交付決定額
- 4 添付書類

様式第6（第9条関係）

新城市搬出間伐推進事業補助金交付請求書

年 月 日

新城市長

請求者  
住所  
団体名  
代表者名  
連絡先

年 月 日付け指令 第 号で確定の通知がありました新城市搬出間伐推進事業補助金につきまして、次のとおり交付を請求します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助金の交付請求額  
金 円
- 3 交付の方法（振込先等）

\*振込先

金融機関名 (支店名も記入)			
(フリガナ) 口座名義人			
預金種別	普通・当座	口座番号	

様式第7（第6条、第10条関係）

指令 第 号  
年 月 日

様

新城市長

新城市搬出間伐推進事業補助金交付取消決定通知書

年 月 日付け指令 第 号で通知した新城市搬出間伐推進事業補助金の交付決定につきましては、次のとおり取り消しましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 取消決定の内容
- 3 取消決定の理由

様式第 8 (第 8 条関係)

指令 第 号  
年 月 日

様

新城市長

新城市搬出間伐推進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のありました補助事業につきまして、次のとおり新城市搬出間伐推進事業補助金の額を確定しましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助金の交付決定額
- 3 補助金の交付確定額
- 4 備考